慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	比較研究におけるエミックとエティック
Sub Title	Two basic aspects of cross-cultural comparative studies : emics or etics
Author	松井, 清(Matsui, Kiyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.6 (1981. 6) ,p.409- 430
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	米山桂三先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810615-0409

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

比較研究におけるエミックとエティック

松井　清

一　比較の概念と方法
二　戦後の動向と方法論的課題
三　エミックとエティック

一　比較の概念と方法

複数の物事を相互に比較する、という単純な思考の方策は、われわれが日常生活のあらゆる行為のなかで暗黙のうちに体得し、常套化している推論過程の一つである。比較ということ、つまり、個別的・特殊的なものの属性をたんに個別としてだけ考えず、それらの類似と差異の識別を通じてより普遍的・一般的な知識を獲得し、ひいてはさらに個別的なものの生起の条件なり特徴をこのより普遍的なものとの対応のなかで考え判断しようとする思考の方策は、いわば人間精神のアプリオリな働きとも看做すべき行為であり、あらゆる概念的思考の前提として、われわれの感性的な知覚弁別作用のなかにその基本的な原初の形式を宿している。

かかる日常の常套的な知識獲得手段に対して、いくつかの論理的ルールと操作的手続きの拘束を徹底化させることによつて、近代の経験科学はそれが一個の厳密な科学の方法ないし測定手段としての資格を有することを承認し、さまざまな形でそれを援用してきた。実際、あらゆる経験科学は、分析的であろうとする目的を見失なわないかぎり、たとえばその基本的な二つの推論形式、つまり帰納的な一般化と演繹的な証明という二つの形式において、この比較という推論の機能を不可欠の手段として採用しているのである。

比較という方法の明示的な採用は、周知のように古く古代ギリシャにまで遡り、文明の起源や人間社会の発展の軌跡を観念しようとした多くの哲学者、科学者、記行家の論述のなかで繰り返し用いられていたが、十九世紀に至り、J・S・ミルの論理学によつてその古典的な論理的定式化を与えられ、それと同時に、その後はとりわけ社会科学（道徳科学）の方法としてことさら特別の意義を見い出すようになつた。

多くの自然科学の諸分野の場合には可能とされるような統制された「実験」という操作の有効性がごく限られた範囲にしか及ばない社会諸科学の場合、比較という方法は実験に代わりうる唯一の代替的方法として社会現象の因果的生起の諸関係を発見可能とする準実験的（quasi-experimental）な機能を果たすことになる。比較観察のための事例の選択という統制された一定の要件は、論理的に一定の変数の準操作的手続きを必要としており、このことはとりもなおさず人為的実験に代わる間接実験というべき状況を用意しているというのである。その意味で、J・S・ミルによつて定式化された名高い実験的・帰納的推論に関する五つのルールは、そのいずれもが社会科学の比較分析が遵守する推論形式をそのまま例証したものとみることもできる訳である。(1)

具体的な分析の手順に即していえばつぎのようにいえよう。すなわち、どのような個別科学においても、その基本的な研究目的は経験的な現象生起のなかに認められる変異（variances）の存在を説明されるべき従属変数としてまず仮定し、その

変異を生じせしめた諸条件、つまり独立変数を発見することで因果的に説明することである。仮説とは、これら両変数間の対応と変化の関係を言明したものに他ならないが、このさい観察者は、そこにありうべき可能な諸条件（独立変数群）のうち一定の諸条件についてはそれをパラメーターとして操作的に一定不変のものと仮定して扱い、それ以外の諸条件だけを分析の結果に変化をおよぼす変数としてまず扱う、という手順を踏えて観察する。つまり変数の選択とその統制にもとづく独立・従属両変数間の対応と変化に対する観察こそ、まさしく比較という観点を踏えて仮説の検証を導く観察方法に他ならない、と。仮説の検証を通じて経験的一般化を求めるという経験科学の手続きは、等しくこの比較観察という手順を要求するが、以下で吟味するように、社会科学においては、この比較観察の対象が複数の国家、社会、文化等にかかわるとき、そこので手順や分析をめぐる方法にもさまざまな難問が招来される。社会科学における比較研究の方法論上の諸問題は事実上は等しくここに発するのである。(2)

社会現象についての知識を獲得するうえで比較という方法が間接的に実験とおなじ機能を有する、というミルの確約は、社会学の分野においては、かれの論理学を批判的に継承し、とりわけ「共変法」(method of concomitant variation) の推論手続きに社会的因果の科学的証明の有効性を確信したE・デュルケムの方法論のなかで社会学的方法としての集大成をみ、この方法に対する社会科学者の信頼は今日に至るまで不動のものがある。古典的な個々の比較研究の成果を紹介することは本稿の課題からは離れるが、このさい止目しておくべきことは、たとえば社会学の方法に適合するのは比較方法だけであると断言し、おそらく社会学史上はじめて統計的データの厳密な利用によって社会的事実の説明要因を比較例証したデュルケムにしろ、あるいは比較を理念型構成による歴史的因果帰属の客観的可能性判断という形で集約して用いたM・ウェーバーにしろ、あるいは文化諸特性(cultural traits)間相互の相関現象(adhesion)を機能的に説明し、それらの有無を通じて人類諸社会の歴史的再構成をさぐる方向で人類学における比較研究の道を切り開いたE・タイラーの場合にしろ、さらにはアメリカ

とフランスの社会構造の比較によつてデモクラシーの宿命と可能性を論じようとしたA・トックビルの場合にしろ、かれらが比較という方法の役割に托した意図は一様でないにせよ、かれらの推論の方法自体はつねにミルの定式を踏えてなされている、という自明の事実であろう。比較の論理的な形式は、すべての社会科学の方法において同一である。要するに、「比較社会学は社会学の単なる特殊的一部門ではない。それは純粋に記述的であることをやめて諸事実の説明を熱望するかぎり、社会学そのものである」[3]というデュルケムの周知の言質は、ひとり社会学のみならず、すべての分析的な社会諸科学の性格についても等しくあてはまるのであり、十九世紀から二〇世紀にかけて西欧の近代社会諸科学の先駆的碩学がそれぞれの分野における比較研究の実践者でもあつたという事実は改めて注意してしかるべきであろう。

二　戦後の動向と方法論的課題

以上簡単にみたように、近代の社会諸科学は、その当初より比較という方法に対する信頼を不可欠の要素として発展してきたわけであるが、社会科学全般にわたる比較研究への急速な関心は、やはり第二次大戦後になつてからであることはいうまでもない。そこでの比較研究は、いうまでもなくクロス・カルチュアルな比較研究の進展ということである。戦後、第三世界の国際社会への登場を契機として、文化人類学はもちろんのこと、社会学、政治学、経済学、心理学などの研究対象の所在が一つの国家とか民族といつた枠を越えて広く国際的な拡がりをもつようになり、おりからの国際的な通文化的研究組織体制の樹立という気運とも相俟つて、比較研究の観察対象の所在が複数の国家、社会、文化を含むまでに拡がるようになると、欧米の研究者は個々の異文化社会の制度や慣習のユニークさや、そこでの人間行動の変異の幅の大きさと多様性に改めて驚嘆し、既存の社会科学の理論なり仮説をより広い時間・空間の枠のなかで検証しようとする知的冒険にのりだすようになつた。以前においてはひとり文化（社会）人類学や民族学の関心に独占されていた、このような研究姿勢がいまやすべて

の社会科学者に共有されるようになつたのである。「一つの文化のコンテクストのなかで、ある現象を生起させたその『原因』が他の文化のコンテクストのなかで同一の現象が生起した場合にも等しく因果的であることを明らかにしようとする」[4]という比較研究の大前提は、その後も変わることなく持続的に受け継がれている。

厖大な量の目新しい観察事実やデータの収集と、それらの処理を一挙に可能とするコンピューターの出現、多変量解析の発達にみる統計的、計量的な分析手法や各種の調査技術の開発は、比較研究の適用範囲を貪欲なまでに開拓してゆくことになり、社会的・文化的現象の普遍性の認識といつた比較研究の目標が、記述的比較から説明的比較へ、静態的比較から動態的比較へ、定性的比較から定量的比較へ、といつた一連の旗印のもとに強力に推進されるようになつた。一九四七年の Human Relations Area File (HRAF) の誕生という事実に典型視される全地球的規模(hologeistic)の比較研究への意欲は、このような動向の一面を物語る端的な表明といえよう。

しかしながら筆者のみるところ、我々の前に新鮮で豊富な研究成果をもたらしながらも、やや性急に押し進められてきた感のある戦後欧米の国際比較研究の方向は、六〇年代後半に至り、一つの大きな転機を迎えていたように思われる。筆者はその転換の主たる側面を、「新しい文化相対主義」(Sophistcated Cultural Relativism) の抬頭とでも呼びうるものと理解しているが、そこでは個々の異文化社会の相違を越えて普遍的に妥当する一般的な概念や理論を構築する姿勢よりも、むしろ抽象的な一般概念のなかに解消しきれない、各社会に固有な制度や組織の構造原理および行為者の規範や言語行動などの意味を、個々の社会の文化や文脈にそくして、いわばその土着の観点から(from native point of view)の解明を重視しようとする、その意味での特殊化的な比較認識の方向が研究者の重要な問題関心として前面に打ち出されてくる。いわく、異文化社会はそれ固有の物事の識別、分類の方法を有している。したがつて比較研究者の主要な任務は、そのような異文化社会の諸過程をそれ固有の規準から理解すべきなのであつて、比較研究者の属する文化の規準をそのまま適用することではない。

たとえば一見科学的には理解不可能な未開の宗教や呪術的信仰などといえども、その土着の文化の文脈に即して考えれば理解可能な合理性を宿している、等々。

たとえばI・バリア（Ivan Vallier）のつぎの見解もこのような事情の一端を示唆するものとして読まれるべきであろう。「一九五〇年代は社会構造の比較研究に対する素朴な熱狂とともに幕をあけた。一九四九年にマードックの『社会構造』が公刊されたとき、この書物こそ、構造的現象の一般的・経験的科学を目指すうえで、その確固たる成長線の行方に何が期待できるのか、という点に関する重要な道標を示すものであり、またその第一段階を画する書物である、として大方の歓迎をうけたのである。しかしながら私の信ずるところ、このマードックの貢献はその後の比較研究の発展をかえつて阻害することになる、いくつかの研究方向の固定化にも一役買つてしまつたように思われる。まず何よりも第一に、かれの研究は、なにか『普遍的なもの』を見つけようとするあからさまな関心を助長してしまつた（かれ自身は普遍的なものよりむしろ変異的なものの方に強い関心をもつていたのであるが）[5]」。

もちろん社会認識の一般化的方針を頭から拒絶してしまうような古びた文化相対主義や記述万能主義の立場とは違つて、ここでの新しい相対主義の動向は、比較研究の必要性をなんら疑いはしない。ただ、無前提に比較することによつて比較対象となる個々の社会や文化に固有な土着の意味が捨象されてしまつたり歪曲されてしまつたりすることへの危惧の念を主張して止まないのである。繰り返し言えば、比較研究の意義なりその推論方法自体の変更を迫まる訳ではないが、比較研究をたとえばクロス・カルチュアル、クロス・ナショナル、クロス・ソサイアタルなどといつた具体的方法として特定化するさい、比較研究者が実質的に満たしておかねばならないその前提条件こそを問題とするのである。

このような比較研究をめぐる一種のパラダイムの推移とでもいえる事態は、当然に、従来の比較研究の方法論に対する反省を促がすことになる。この期以降の比較研究者は、それまでややもすると見落されていた比較することの目的を根本的に

問い直し、比較研究の方法論的課題をあらたな総合の段階において模索し解決しようとする作業に入つていつたようにさえ思われる。従来から論議されてきた比較の単位やレベル、比較規準の普遍性獲得の問題などとならび、概念や意味の文化制約性（culture-boundi.ess）、比較対象の概念的、機能的な等価性（equilivance）、比較研究における文脈（contex）の位置づけ、などといつた論点が大きくクローズアップされるようになり、一部においてはさらに、そもそも他の文化を理解するのはどのようにして可能なのか、といつた「異文化理解」の可能性をめぐる哲学的な問題が比較研究の本質的な論点として提起されるようになつたのも、以上に述べたこの時期以降の関心の所在を如実に物語つているように思われる。

なお一言付言しておくと、ここでの異文化の理解を踏えた比較研究という方向は、その一つの動向として、方法的には社会科学者をして比較研究の先輩格である文化人類学の既存の比較研究方法に対する積極的な着目とその批判的吸収への意欲を喚起したが、それと同時に認識論上のより重大な側面として、比較研究者の用いる概念や理論に付着するエスノセントリズム（自民族中心主義）の反省とその克服という課題を改めて提起するものであつた。比較研究することの意図は、これまでもつねにエスノセントリズムに陥る危険を打開する道を保障するものとして考えられてきた。しかし今日、それは抽象的な比較の概念や方法の相対主義化ということに止まらない。それは異文化に対する十全な理解こそじつは「他者理解という迂回路をへた自己理解」[6]につながるという知識社会学的テーゼの深化と実践によつて初めて可能となる。異文化理解の問題、あるいは異文化間相互の意思疎通過程の回復と樹立という問題が、核問題や都市問題とともに今後人間社会が解決しなければならない危急の問題であると指摘されるならば、その意味で今日の比較研究は時代の要請を体現したきわめて実践的な課題を担うことにもなる。[7]

以上、戦後欧米における比較研究の主要な流れを大雑把にながめてきた。そのなかで提起され今日さらに論及すべき方法論上の論点は多岐にわたり一義的に整理できそうにもないが、管見するところ、それらをおよそつぎの四つの領域に大別し

て議論することもあながち不可能ではないように思われる。すなわち、㈠ 比較研究の哲学的・知識社会学的問題、㈡ 比較の論理ないし推論の妥当性規準とその真偽をめぐる問題、㈢ ㈡の規準を個別社会諸科学の経験的方法として用いる際の実質的前提に関する問題、㈣ 比較されるデータの観察、処理、解析等に関する問題、この四つの研究領域がそれである。ここでの区別はあくまで便宜的な区別であり、一つの研究領域の進展が他の領域の論点の深化あるいは展開を左右するといった相互依存の密接な関係をもつていることはいうまでもないが、筆者はさらに、今日の比較研究者の見解を参考にして、これらの四つの研究領域を、それぞれ比較方法論研究における㈠ 理解可能性（understandability）㈡ 解釈可能性（interpretability）㈢ 比較可能性（comparability）㈣ 調査可能性（researchability）という名称で区別することが便宜的に可能であると考えている。㈢の比較可能性[8]という言葉については、この語を比較研究の方法論全般にまで広義化して扱う見解も少なくないが、ここではより狭義に限定して命名する理由は以下にみるとおりである。

つまり繰り返し要約して言えば、㈠の理解可能性の領域は、比較研究のかかえる知識社会学的意味の検討、とりわけ比較することの目的やエスノセントリズムとの関連における異文化理解の可能性の根拠や比較研究者の価値や評価的態度などについての問題を含む。つぎに㈡の解釈可能性の主題は、一口に言つてどのような推論の手続きをへて比較すべきなのか、ということであり、同様に㈢の比較可能性の主題は、何をどのような前提とレベルにおいて比較すべきなのか、とりわけ比較対象間の等価性の確保に関する問題領域である。たとえば家族社会学者M・ゼルディッチ（Morris Zeldich）などは、ここでの㈡と㈢に関して、㈡の領域を (a) ミルの一致法（rule of agreement）(b) ミルの差異法（rule of difference）(c) 単一変数の規則（rule of one variable）から成るものと考え、㈢の領域については、(a) 比較される複数の事例に共通の変数が存在していること、(b) それらの変数の意味が等価性を有すること、といつた二つの規則から論及しているが、かれの例などは、ここでの㈡と㈢の区別をきわめて厳密に識別した好例であろう。[9] ㈣の調査可能性は、言うまでもなく、比較観察の

調査技法とりわけその測定方法や技法開発をめぐる技術的処理に関する問題領域であり、サンプリングやコーディング、面接方法、前後翻訳(forward or back translation)などの質問紙のワーディングなどの問題が主要な対象領域である。

もちろん、ここでの区別はあくまで便宜的なものである。したがつて、たとえば質問紙の設問中の言葉や概念のなかに言語の違いを越えた同義性を確保しなければならない、といつたサーヴェイ調査の翻訳上の問題にしても、その根本的解決を得るためには、言語と経験的実在との対応にかかわるある種の言語哲学的問題を避けて通ることはできない[10]、と指摘されるように、一見㈣の技術的に処理できそうな問題も、それ以外の方法論的問題領域での検討を必要としていることが多い。あるいはまた逆に、たとえば文化人類学の比較研究においては周知の例の「ガルトンの問題」[11](Galton's Problem)、つまり数量的、統計的なクロス・カルチュアルな比較研究における文化特性の伝播にともなうその歴史的連関と機能的連関の識別に関する問題は、従来㈡や㈢の領域に属する難問として議論されてきたが、今日の文化人類学者のなかには、その解決をむしろ操作的に㈣のサンプリング上の技法だけによつて解決すべきとしている例もなくはないのである。

いずれにせよ、比較方法論研究上の問題はまず上記の四領域のいずれかのなかに位置づけられ、つぎに他の領域との対応のなかで最終的に決着をみるはずである。そしてこの四領域は、その比較観察データの獲得が、歴史分析によるものであれ、あるいはサーヴェイ・リサーチ、小集団実験、集積値データ(aggregate data)の利用、参与者観察、心理学的テスト等によるものであれ、とにかく比較研究を試みるすべての社会科学者が程度の差こそあれ、とにかく直面するはずの方法論上の領域に他ならないのである。

さて以下では、一部の文化人類学や近年の「交差文化的心理学(クロス・カルチュアル)」の比較研究上の論点の一つである、いわゆるエミックとエティックという問題を扱うことにするが、この問題は、さきの整理にしたがうと、㈡の比較可能性の基本的な視座構造を決定する論争点に他ならないし、さらに㈠の理解可能性の領域にも大きく関連して論じられるべき内容をもつている。交差文

化的心理学という新しい研究分野を選び、そこでの比較研究の論点の一つを検討しようとするのは、比較研究がその先輩格である文化人類学等のクロス・カルチュアルな研究から何を学ぶことができるのか、[12]という先述の今日的関心を一部反映していることは当然であるが、それと同時に、もとより文化や社会という言葉の概念規定にもよるが、「心理学における交差文化的研究とは、さまざまな異なつた文化的諸条件のもとでの心理学的諸変数の明示的で体系立つた比較であり、その目的は人間行動の相違を生み出す媒介的な先行要因、過程を特定化することである」[13]といつたその研究方向が、そのまま個人と社会（あるいは文化）の総合的把握を念頭においた社会学の比較研究にとつても益するところ大であると信ずるからに他ならない。実際、文化人類学と心理学という二つの伝統を比較研究という共通の関心を通じて接合しようとする、ここでの研究態度と方針は、以前の「文化とパースナリティ」学派の論点とともに比較社会学的研究の中心的主題とほとんど重なつている。

三　エミックとエティック

社会学、政治学などの分野では幾分耳慣れぬ目新しい用語に属するが、社会・文化現象の特殊と一般の記述および比較の問題に関連して、従来から一部の文化人類学者や近年の交差文化的心理学者の間で広く用いられるようになつた言葉にエミック（emic）とエティック（etic）という一組の概念がある。語源的にはあるいはすぐ察知されるように、比較分析の最先端をゆく言語学における音韻論（phonemics）と音声学（phonetics）という二分野の名称から、それぞれその接尾語を借用したことに由来する。この両語の命名者である言語学者のK・パイク（Kenneth Pike）は、人類学者E・サピア等の見解に着目しつつ、この両語の意味をたんに言語現象の領域だけでなく、文化現象としての人間の社会的行為全般の記述や説明に対する二つの基本的な研究立場の総称にまで敷衍して一般化し、とりわけエミックな研究側面の重要性を喚起した。[14]

言語分析とりわけ比較言語学でのそれについて論議する資格はないが、定義的にいつて、ある単一の言語システム内で発

せられる音声を研究する、つまり特定の文化に固有な音韻を研究する音韻論は特定の言語の音声様式を記述する研究分野であり、もう一方の音声学の分野では、あらゆる言語の音素（フォネム）――一つの言語刺激素を他のそれらから区別する機能をもつ音韻の個別的特徴（あらゆる言語の究極的な最小単位である音声変量の形式と質量）のいくつかの異なつた組合せ――や個別的特徴の記述の分析によつて音声発声やメタ言語の発展が研究され、音韻論の研究をふまえて言語現象のより普遍的、一般的側面を研究する分野とされている。比較言語学においてこの二つの研究分野つまりエミックな側面を意味する音韻論とエティックな側面を意味する音声学は、あたかも一枚の硬貨の両面のようにともに一方を欠いては言語分析を成立しえない、不可分の関係にある。(15)

もちろん、どのような言語分析の専門家といえども、まつたく別の新しい言語に直面したさい、かれはまずその言語に関する大雑把で試論的なエティックな側面の記述から開始する他はない。パイク自身も認めるように、エミックな分析はすべてエティックな記述を前提とせざるをえない。しかしそれによつてひとたびエミックな単位が発見されるようになれば、それをおなじように研究された他の言語のエミックな単位と比較する目的で列挙することができるようになる。つまりある特定の言語自身のもつ根源的要素と、それらの要素によつて構成されているエミックな単位の発見によつて、つぎにより普遍的なエティックな側面への橋渡し、つまり何らかの知覚的、概念的なシンボルの準拠枠組による言語の比較分析が可能となるのである。「まず特定の言語の音素がどうなつているかを調べることによつて、……それまで知らなかつた新しい音声の区別を学び……これらの新しい区別を音声的な可能性の一式（キット）につけ加え、それにもとづいてべつの言語を記述する仕事を試みる。この音声の一式の内容を体系化することは、統制ある比較を可能とし、すべての言語のあらゆる相違点を含む諸現象と矛盾しない話声音韻の一般理論の基礎を提供するのである。」(16)

言語現象の記述と比較におけるエミックな側面とエティックな側面の方法的統一という理想は、以上のように今日の言語

学においては必要不可欠な両面として定着しているとされるが、他の社会諸科学の比較研究においては、総じてこれまで一方の側面のみの強調が目立つたり、かりに両側面への関心はあつても、現実には両側面の統合という問題は一種のジレンマとして考えられてきたのが実情であろう。たとえば文化人類学の伝統は、マードックの研究や先述の HRAF のようにあるいはA・クローバー以来のエミックな親族システムに対する八個のエティックによる要素分析の伝統のように、一部においてはエティックな数量的研究方針を重視した例外的成果もあるが、概してエミックな側面の理解に重きを置いてきた。諸文化間の安易な比較は、許しがたい現実の歪曲を導くだけであるといつたマリノフスキー流の考え方に対する共感は、未開社会への関心から出発し、いち早く比較研究の必要性を実践してきた文化人類学の伝統のなかにも今なお色濃く残つている。他方、数量的な測定手段の開発という方向のなかで、普遍的な道具としてのテストや標準化された実験の有効性を同様の調査プログラムにおいて実践してきた心理学の場合、臨床的な心理療法などの例外的分野はあるにせよ、一般的にいえばエティックな研究方向を一貫して保持してきたといえよう。(17)

主としてサーヴェイ・リサーチや集積値の利用をデータ源としてきた社会学や政治学の比較研究の伝統は概してよりエティックな側面を重視してきたといえようが、こうした二つの側面のもつ違いにはむしろ鈍感であつたといつた方が正確であるかもしれない。それはともかく、新しい学際的な研究分野として成立した交差文化的心理学の場合、その学的性格規定の問題に関連して、エミックな側面を重視する文化人類学の伝統とエティックな側面を重視する心理学の伝統、この両者を方法的に関連づけ統合をはかるという課題のもつ重要性は想像に難くなく、今なお、こうした論点が執拗に議論されている理由もここにある。

ともあれ、パイクやW・ロンナー（Walter J. Lonner）の見解にしたがつて、(a)エミックと(b)エティックの対立の基本点をややラフに描いてみるとおよそつぎのように定式化できる。(18)

(一) 研究者のパースペクティブ

(a) 個人の行動は、その文化の内側から、つまりその文化を知悉した内部の人間の目から研究されるべきである。

(b) 個人の行動は、その文化の外側から、その文化の非成員である外部の人間の目から研究されるべきである。

(二) 研究する文化の数

(a) ある特定の歴史的時点にある、一つのあくまで一つの文化を研究すべきであつて諸々の文化にわたる一般化は望ましいものではない。

(b) 数量的な一般化という目的にかんがみ、できるだけ多数の文化を研究すべきであり、文化の数が多ければ多いほど、その研究は価値あるものとなる。

(三) 研究上の概念構成物の性質

(a) 構造的な概念構成物は、それらが一つの文化のなかで重要なディメンジョンとして自ら顕在化したとき、そのかぎりにおいて研究者が発見すべきものである。

(b) 構造的な概念構成物は、研究者自身の手によつて、あるいはかれの理論的伝統にしたがつて創造され、研究対象となつている文化のなかに付置されるべきものである。

(四) 比較の規準

(a) 比較の規準は一つの文化に対してのみ妥当な相対的で特殊的なものである。

(b) 比較の規準は個々の文化を越えて普遍的かつ絶対的なものでなければならない。

やや誇張されすぎて描かれている嫌いもなくはないが、「比較可能性」のその後のあり方を決定する研究者の基本的な視座構造として、両者の対立点の意味内容を確認しておくことはけつして無駄ではない。みるように、ここでいうエティックな諸側面がまつたく無視されてしまえば、対比研究（contrast study）はありえても、論理的に比較研究は断念せざるをえなくなり、旧来の悪しき文化相対主義の立場が招来されるにすぎない。論理学の用語を借りていえば、そもそも比較の概念は、“yes or no”もしくは“either …… or”といつた分類概念とは異なり、“more or less”といつた諸要素間の大小、強

弱、高低などの関係の順序づけを可能とする系列的もしくは準系列的（serial or quasi-serial）な概念なのである。またE・リーチ（Edmond Leach）のように、かならずしも比較を一般化の必要条件とはみなさず、比較をあたかも蝶々採集とおなじ類概念による分類、整理作業に等しきものとして斥けるような極論ならいざしらず[19]、比較研究がつねに複数以上の文化や社会にまたがる、そして特定の文化に制約されない、なんらかのより普遍的な概念や規準を必要としていることも疑いないのである。その意味で、ここでの普遍的、絶対的な規準なるものの性格については議論の余地は残るし[20]、比較対象となる文化の数がたんに多くなればよいというものでもないであろうが、少なくともここでの㈠の(a)と㈣の(a)というエミックな立場については否定的な解答を与えるべきであろう。

もちろん、ここでのエミックな諸側面のすべてが無視されてしまってよいというものでもないであろう。たとえば㈠の(a)や㈢の(a)という観点が排除されてしまえば、そのような比較研究は、その当該文化の成員の理解からはまったくかけ離れた、抽象度だけが高い自明なことがらについての同語反復的な一般化を招来することになる。そしてそれへの配慮を欠いた比較研究は、応々にして研究者自身の属する文化が擁するエスノセントリックな概念の強要による、そしてしばしばエミックな論者から比較不可能なものを比較している、と批難されてきた悪しき伝統への回帰を意味することになる。要するに、複数の社会や文化を対象とする比較研究の方向と可能性を容認するかぎり、そのような比較研究上のジレンマは、主として、ここでの㈠と㈢を中心に生じるのである。「エティックがなければ比較は骨を欠き、エミックがなければ比較は肉を欠く[21]」。

以上のようにみてくると、ここでのエミックとエティックという観点の対立なりその間のジレンマという問題は、じつは社会認識における定性と定量、主観主義と客観主義、解釈的理解と科学的説明、ローカリズムないし特殊主義と普遍主義、フォークロアと民族科学などといった一連の伝統的な方法論上の対立の一変種とみることもできよう。問題をこの種の全般

的議論のなかに位置づけるなら、今日われわれは科学哲学者等の見解を用いて後者のよりエティックな側面を擁護した一定の解決を得ることもできよう。しかし、問題をあくまで比較研究という特定の認識課題のなかで検討しようとするさい、その解決はかならずしも安易に考えることはできない。R・ブリスリン（Richard W. Brislin）などは、ここでのエミックとエティックの区別を交差文化的研究のもつ二つの目標に関連づけ、エミックな分析による第一の目標、つまりある一つの文化のなかの行動を、その当該文化の人々自身が有意味かつ重要と考えている概念構成物を用いることによつて記述できるような妥当な原理を実証づける、という目標、およびエティックな分析にもとづく第二の目標、つまり、すべての人間行動を考慮した諸々の文化を超えた一般化を達成する、という目標、この二つに区別して考えているが[22]、かれの意図自体についてはそれを諒としてもそれだけでは問題は解決したことにならない。なるほど字義的にも交差文化的研究（クロス・カルチュアル）は、交差的というエティックな側面と文化的というエミックな側面を分有しているが、この二つの側面は別個の研究目標ではなく、この両面の方法的統合を踏えたあくまで一義的目標の設定こそ交差文化的研究の目指す方向なのである。

エミックとエティックの両立、とりわけエティックな側面のエミック化という方向こそ、さきに筆者が「新しい文化相対主義」と名付けた比較研究のより今日的な動向に他ならない。「エミックな側面をおろそかにする程度に応じて、エティックな側面を十分に発展させることができなかつた[23]」という一文化人類学者の指摘は、さらに「私たちが知りたいと望んだことは他の社会についてであつて、その社会の成員たちに期待されるような能力をもつにはどうしたらよいかを知ることではなかつた[24]」（傍点原著者）という深刻な実践的反省に根差している。エティックな側面の無前提な採用あるいは逆にエミックな側面の絶対化ないし拡大化、これらはともにおなじエスノセントリックな態度の二つの側面を表わしているにすぎない。繰り返し約言すれば、交差文化的研究あるいは比較研究全般にかかわる基本的問題は、ある特定の文化に属する人々にとつて意味のある行動を、その土着の観点の理解を踏えて分析し、それをおなじような観点を踏えて分析された別の文化に属する

人々の行動と比較するには、いったいどのような認識論的前提と方法論的な配慮ないし手順が必要となるのか、という課題なのである。なお念のため付言しておくと、ここでたとえば「土着の観点」といった比較研究上のエミックな側面の方を重視して述べているのは、未開の異文化社会を主たる研究関心として参与者観察という方法に依拠してきた民族誌や文化人類学の比較研究の伝統に筆者があまりに荷担した結果である、といった懸念を表明する向きも少なくないかと思われる。しかしながら、エミックな側面の重要性は、未開や文明という枠を越えて、すべての比較研究に等しく妥当するし、それはけっして民族誌や文化人類学にのみ固有の専売特許ではない。なぜならエミックな側面の理解こそ、「いかにして文化がその社会の成員たちによって共有されると言いうるか、あるいは、デュルケムの用語を借りるならば、いかにして〝集合表象(collective representation)〟が集合的であると言いうるかを理解する基本となる」[25]（傍点原著者）からに他ならないからである。比較研究者と比較されるその対象者との間の一定の相互理解の可能性という比較研究の知識社会学的意味の重要性は、等しくすべての社会科学者の方法のなかに貫徹されねばならないのである。

ところで、以上に述べたエミックとエティックという対立的観点をそのまま絶対視して二者択一を迫まるのではなく、当然、そこにいくつか概念的、方法的修正を加え、その間の媒介的操作を通じて両者をなんとか橋渡ししようとする試みがない訳ではない。交差文化的心理学の第一人者J・W・ベリー（J. W. Berry）の概念的整理と方法的提言は、その種の試みのなかで広く支持された考え方を代表するものと云えよう。かれの主張する分析の手順をごく大雑把に略述すれば以下のとおりである。[26]

(一) imposed etic（付与されたエティック）の段階。諸々の文化の間の機能的に等価と想定された行動の諸側面を比較しようとするさい、まずわれわれは、そのうちの二つの文化について、たとえば過去になされた、概して一方の文化についての研究が教える記述的カテゴリーが別の文化内の行動にも適用可能と考えるが、そのような外側から付与されたエティックなカテゴリーや概念は、比較研究の

入口としてはわれわれが知ろうとしていることのごく貧弱な概要にすぎないことをわきまえておかねばならない。

(二) emic description（エミックな記述）の段階。このように外側から付与されたエティックな概念やカテゴリーは、われわれが最終的にその当該文化内の行動についての純粋にエミックな記述を達成し終わるまで、その過程で試行錯誤的に繰り返し修正されねばならない。

(三) derived etic（推論づけられたエティック）の段階。以上の作業を通じて、当初に用意した概念やカテゴリーのエティックな性格のすべてが破壊されたり見失なわれたりすることがなく、そこになんらかのエティックなものが残っていることが判明すれば、われわれがすでに知っていた行動システムによって共有されている概念やカテゴリーと、われわれがいまやエミックな形で理解しえたそれらとに留意でき、それによってわれわれは、二つの行動システムにまたがる正当に推論づけられたエティック、つまり比較の記述的枠組を獲得することになる。

(四) new derived eict（新たな推論づけられたエティック）の段階。さらにそれを第三の文化内の行動と比較しようとするさい、(三)の derived etic を、おなじように(一)、(二)の手続きによって、つまり一つのあくまで imposed etic とみなしてエミックな形で修正をほどこしながら、より新たな推論づけられたエティックを設定してゆかねばならず、このような過程の持続的展開のなかで機能的に等価に諸々の行動を比較する普遍的な枠組が獲得される。

もちろん、ここでのエミックな記述を媒介とした imposed etic から derived etic への変換というベリーの提案は、あくまで比較研究の一般的指針を述べたものであり、実際上の比較研究には、それを具体化する経験的な方法の手順が必要となることはいうまでもない。その手順を個々の経験的方法に即して触れるだけの余裕はないが、質問紙を用いたサンプル・サーヴェイによる比較研究――それは「両親による子供の教育」をテーマとするアメリカとアフリカの比較研究であるが――の場合を例証しているR・ブリスリンとW・ロンナー等の主張を借りて言えば以下のようになる。(27)

(一) まず比較研究者は、既存の人類学的文献の検討、参与者観察の実施、おなじ研究テーマを研究している比較対象地域の研究者との接触、たとえば二つの比較対象地域のどちらにも住んだ経験をもつ人々からの知見、などによる予備的研究によって、比較対象となるサンプルから有意味な反応を引き出だす一連の「両立可能なインディケーター」(identical indicators) を設問する。

(二) つぎに(一)から比較対象地域にとってそれぞれ異なった意味を有する付加的な文化制約的な設問を作成するが、この種の設問の狙いは、たとえば二つの比較対象地域の諸側面のうち、一方の地域に対しては意味のない側面を発見することであり、またそこでとりわけ重要な条件は、この種の文化制約的な設問に対する反応が(一)の「両立可能なインディケーター」となんらかの相関（correlation）をもつているという点である。

(三) 文化制約的設問と両立可能なインディケーターとを相互に相関させることによつて、研究者はどのような種類の文化制約的設問が二つの社会のなかの機能的に等価な反応を示しているかを確定でき、それらの反応によつて(a) 二つの文化に等しく共有された概念（子供の教育）の意味、(b) 一方の文化の成員によつてのみ抱かれているその概念のさらに別の意味、(c) 個々の文化に共通する側面とその特殊な側面、およびその共通と特殊の相関、これらを証明するderived etic、などに関する知識情報を獲得することになり、個々の文化のもつユニークな側面についても主張できる交差文化的一般化が保障される。

以上、現在の交差文化的心理学者の見解にそつてエミックとエティックの区別とその具体的な統合化への方法を大雑把に紹介してきた。なお、ここでの最後に触れた質問紙による比較サンプル・サーヴェイの例にみられる設問の内容やその反応の処理等に関する問題は、主として前述の「調査可能性」という領域に属する問題として論じられ、本稿の守備範囲からは離れた論点に属する。ただ、ここでの議論の大筋は、その使用するデータの性格、具体的な経験的方法、分析の単位などの違いを越えて広く社会学、政治学、経済学等の「交差文化的」な比較研究が等しく直面するはずの、かつまた一定の解決を与えておくべき重要な問題の一面を示していることは疑いない。しかもその基本的な解決への手掛りは、調査技法的な問題もさることながら、しばしば先述した比較研究の方法論的領域、つまり「理解可能性」や「比較可能性」にかかわる問題点に対する周到な議論を踏えて考えられるべきである。

たとえば、合理性という比較の規準をめぐつて英国の人類学者や哲学者を中心に論争されてきた、未開社会の宗教や呪術的信仰の解釈をめぐる問題も、エミックとエティックという用語の展開はそこにはないが、本稿で述べた論点と大きく重複

するように思われる。[28] とりわけエミックな側面を重視する研究態度はそこでは比較研究における「文脈的解釈」の不可欠性という形に集約されて登場する。この観点を強力に主張するP・ウィンチ（Peter Winch）の見解、それに対するA・マッキンタイア（Alasdair MacIntyre）、E・ゲルナー（Ernest Gellner）、S・ルーカス（Steven Lukes）などの批判は、本稿の主題をさらに哲学的に検討するうえで大きな示唆を含むものであろう。それらに対する立入った議論の紹介と「文脈的比較」という魅力ある提言の方法的可能性については、いずれ比較の知識社会学的背景というテーマのもとに別の機会に改めて論じてみたい。

(1) 比較の概念およびその形式論理的な側面についての議論は、拙稿「比較社会学的研究の論理と前提」(一)―「比較の概念的基礎」―東京都立大学人文学部『人文学報』一〇九号、一九七五　二五頁～四〇頁を参照されたい。

(2) ここでの比較分析の社会科学的な手順については、Donald P. Warwick & Samuel Oshersonn, ed., "Comparative Research Methods" Prentice-Hall, 1973, の編者による第一章の叙述が参考になる。

(3) E・デュルケム『社会学的方法の規準』、田辺寿利訳　有隣堂　一八七頁。

(4) Edward A. Suchman 'The Comparative Method in Social Research', "Rural Sociology" vol. 29. 1964, p. 162.

(5) Ivan Vallier, 'Empirical Comparisons of Social Structure : Leads and Lags', in I. Vallier, ed., "Comparative Methods in Sociology", University of California Press, 1971, p. 253.

(6) この点についてはPaul Pabinow, "Reflections on Field-work in Morocco" University of California Press, 1977 井上順孝訳『異文化の理解』、岩波現代選書　一九八〇に寄せた、R・N・ベラーの序言を見よ。

(7) たとえば Edward T. Hall "Beyond Culture", Anchor Press, 1976. 岩田慶治・谷泰訳『文化を越えて』TBSブリタニカ、一九七九の序論を参照されたい。

(8) 「比較可能性」に関する問題については、拙稿「比較可能性をめぐる二つの問題」東京都立大学人文学部『人文学報』第一一五号、一九七六　六五頁～七九頁を参照されたい。そこでは主として比較における「普遍的なるもの」の性格についての議論と比較における「全体性」という問題が論じられている。

(9) Morris Zeldich, Jr., "Intelligible Comparisons" in I. Vallier, ed., op. cite, pp. 267～307.

(10) Erwin K. Sheuch 'The Cross-Cultural Use of Samples Surveys : Problems of Comparability', in Stein Pokkan, ed., "Com-

parative Research across Culture and Nations, 1970, p. 178.

(11) 一八八九年、英国王立人類学協会において E・タイラーが "On a Method of Investigating the Development of Institutions Applied to the Laws of Marriage and Descent" と題する交差文化的方法の導入についての有名な講読をおこなつたとき、同席していた統計学者F・ガルトンが提起した問題に由来する。その要旨はこうである。すなわち、文化特性(Cultural traits)はしばしば借用（borrowing）あるいは移民（migration）などを通じて他の文化へと伝播する。このことが事実であるならば、タイラーが指摘するような文化諸特性間の相関(adhesion）の個々の事例は、当初それを吟味した数よりもおそらく少ないはずである。たとえば男性への狩猟依存と夫方居住制との間の相関は人類史に一度だけ登場し、その後他の多くの文化に伝播したものかもしれない。とするならば、その相関についての解釈は、個々の社会にその相関が個々独立して現れた場合とは異なつてくる。文化諸特性間の共生（co-occurence）の頻度は、それらの相関の規則性を定立するうえで決定的な重要性をもつ以上、そこになんらかのウェイティングの方法が考案されねばならない、と。文化諸特性間の歴史的、伝播的な相関と機能的な相関、この両者を識別する場合の問題が一般にガルトンの問題として今日にまで議論され、とくにこの問題の所在は、全地球的規模での数量的な比較研究のかかえる弱点ともみなされてきた。この問題の記述と解決への提案に触れた論文等は多数あるが、さしあたり、Raoul Naroll, 'Galton's Problem: The Logic of Cross-Cultural Analysis' "Social Research", winter, vol. 32, 1965 を参照されたい。

(12) かならずしも、ここでの論脈とは対応しないが、A・ケベンは、文化人類学における交差文化的研究の経験から、今日の交差国家的研究が留意すべき問題点としてつぎの五つの問題を挙げている。㈠「見かけの類似性」(Spurious Smilarities）個々の社会の文脈のなかでは異なる意味をもつている類似現象に対して同一の概念的ラベルを押しつけてしまう危険。㈡「サーヴェイ・技法の誤用」(Miss-Use of Survey Techniques）おなじ質問に対するサンプルの解答も、たとえば参与者観察とサーヴェイでは違つた結果が得られることがあり、サーヴェイに頼りすぎることの危険。㈢「帰納主義」（Inductivism）コンピューターの採用などにより、研究者の関心が理論を離れてデータ獲得のメカニズムに大きく片寄つてしまうあまり意味のないデータの解析に研究者が翻弄されてしまう危険。「科学的退化現象」（Scientific Involution)、比較研究の対象の数が多くなるにつれ、古い既存のデータが繰り返し用いられることになりそのデータ処理の精緻化とともに、新しいデータの採用が遅れてしまう危険。㈤「ガルトンの問題」(Galton's Problem）これは交差国家的研究の場合にはさほど煩らわされる必要はないが、テロリズムの波及などの例のように一応留意しておくべきである。André Köbben 'Cross-National Studies as Seen from the Vantage Point of Cross-Cultural Studies; Problems and Pitfalls', in Jan Berting, Felix Geyer and Ray Jurkovich (eds,) "Problems in International Comparative Research in the Social Sciences," Pergamon Press, 1979, pp. 2～8.

(13) 交差文化的心理学の学的定義はかならずしも一義的ではないが、ここでは J. W. Berry, 'Introduction to Methodology' in Harry C. Triandis and John W. Berry, eds., "Handbook of Cross-Cultural Psychology", vol. 2 Methodology, ALLyn and Bacon, INC, p. 4 に引用されている。ヒッケンスベーガー（L. Eckensberger）の規定を取りあげた。

(14) エミックとエティックという用語の全般的議論については、Kenneth Pike "Language in Relation to a Unified Theory of the Structure of Human Behavior", Glendale : Summer Institute of Linguistics, 1954. Marvin または Harris, "The Nature of Cultural Things", Random House, 1964. esp., chapter 8 などを参照のこと。

(15) ここでの言語分析におけるエミックとエティックについての記述は、Ward H. Goodenough, "Description and Comparison in Cultural Anthropology", Adline Publishing Company, 1970. 邦訳、W・H・グッドイナフ著、寺岡襄・古橋政次訳、『文化人類学の記述と比較』弘文堂、一九七七年、一四七頁～一六二頁に負っている。

(16) 同書、一五二頁。

(17) Walter J. Lonner, 'Issues in Cross-Cultural Psychology', in A. J. Marselle, R. G. Tharp and T. J. Ciborowski, eds., "Perspectives on Cross-Cultural Psychology", Academic Press, 1979, p. 20を参照。

(18) ここでの整理は、Walter J. Lonner, op. cite, pp. 19～20 にしたがっているが、よりオリジナルな記述は Kenneth Pike, op. cite, p. 8～11 に述べられている。

(19) Edmond R. Leach, "Rethinking Anthropology" University of London, Athlone Press, 1961, p. 2. リーチの立場は、経験的な一般化は数多くの社会の「比較」ではなく、一つの社会についての完璧な分析によってこそもたらされるべきものである、という見解を代表するものである。

(20) この問題は前掲の拙稿「比較可能性をめぐる二つの問題」において立ち入って論じられている。

(21) J. W. Berry, op. cite, p. 13.

(22) Richard W. Brislin, 'Translation and Content Analysis of Oral and Written Material', in Harry C. Triandis and John W. Beery, eds., op. cite, p. 391.

(23) 前掲『文化人類学の記述と比較』一五五頁。

(24) 同書、一五五頁。グットイナフはさらにつぎのようにも述べている「私たちは、たとえば動物学者たちが、つい最近まで駝鳥の世界に受け容れられるようにするには、どのように振る舞えばよいかを一所懸命に知ろうとしてきたように、オーストラリアの原住民の一員として受け容られるには、どのように振る舞えばよいかを知らねばならぬ、ということを本当に理解しようとはしなかったのである。」（一五四頁～一五五頁）

(25) 同書、一五六頁。

(26) John W. Berry, On Cross-Cultural Comparability, "International Journal of Psychology" 1969, 4. p. 125.

(27) Richard W. Brislin, Walter J. Lonner and Robert M. Thorndike, "Cross-Cultural Reseach Methods" John willey & Sons, 1973. pp. 27～28. 質問紙の設問の内容にそくしていえば、たとえば「母親は自分の子供を保護するか否か」「母親は自分の子供の健康に気を配って

いる否か」「父親は自分の娘と息子のどちらとより多くの時間を過しているのか」などといった内容の設問はここでの(一)の「両立可能なインディケーター」となり、「両親は自分の子供に狩猟や食物保存の基礎的技術を、村の子供が一堂に集められ、そのことを教え込まれる前に自分の子供に教えているか否か」「両親は子供が学校に入る前に基本的な読み書き能力を教えているか否か」などといった設問は、アメリカ社会とアフリカ社会のいずれか一方にしか意味をもたない、ここでの(二)の付加的、文化制約的設問ということになる。

(28) この問題に関する論争史はつぎの一冊にまとめられている。Bryan R. Wilson, ed., "Rationality", Oxford. Basil Blackwell. 1970.